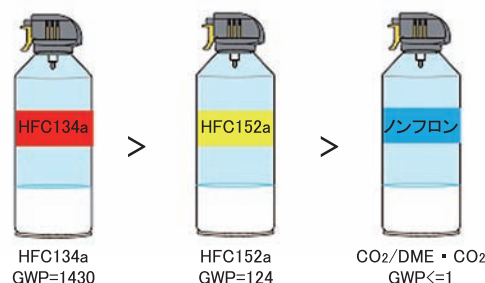


ノンフロンダストブロワー 選択にあたっての留意点・・・・・・・・

ノンフロンダストブロワーには、ノンフロンであることが表示され、地球温暖化係数が 1 の CO₂ または 1 以下のジメチルエーテル (DME) を使っていることが明記されています。

なお、フロン類 (HFC) が使用されている製品にも「地球にやさしい」(HFC はオゾン層を破壊しないため)、「地球温暖化係数が従来比 10 分の 1」(HFC152a の地球温暖化係数は 124 であり、HFC134a の約 10 分の 1 であるため) などの説明が書かれていることがあるので、



全て、オゾン層を破壊する物質を含んでいませんが、温暖化係数 (GWP) に大きな差があります。

ノンフロン製品かどうかよく確かめて購入することが必要です。

国による主な推進施策・・・・・・・・

< 国等による環境物品等の

調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)>

グリーン購入法に基づき、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において特定調達品目ごとの判断基準と配慮事項が定められています。



ダストブロワーは、以前は代替フロン (HFC) が使用されていないことに配慮することが望ましいとされていましたが、平成 20 年 2 月の閣議決定により、代替フロンが使用されていないことが調達における判断基準となりました。平成 20 年 4 月以降は、政府機関が調達するダストブロワーは、この判断基準を満たしている必要があります。

ただし、引火の危険性があり、安全性を必要とする用途に使用する場合には適用しないとされ、また、流通在庫が市場に出回るまでの期間を考慮して平成 21 年 3 月 31 日までは経過措置期間であることとされています。これらの用途または期間については、オゾン層破壊物質と地球温暖化係数 150 以上の物質が含まれていないものを使用することとされています。

機器のメンテナンスを行う際に、地球温暖化防止の観点から、用途に応じて、ノンフロン噴射剤を使用したダストブロワー製品を選択したり、ダストブロワー以外の方法をとることが重要です。